

# 令和元年度 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業

## 取り次ぎ実施要領

平成31年4月25日  
一般社団法人 東京都トラック協会

一般社団法人 東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）は、公益社団法人 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が定める「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱」（以下「全ト協交付要綱」という。）に基づき、東ト協会員事業者の衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進に関し適正な運営を図るため、下記のとおりに取り次ぎ実施要領を定める。

### 1. 実施期間

受付期間は、令和元年5月7日から令和2年3月13日までとする。

ただし、上記期間内であっても東ト協分の交付限度総数に達した場合には、その時点で受付終了とする。（※東ト協ホームページ等で周知する。）

### 2. 助成額

車両1台につき、10万円を上限として、装置取得価格（税抜実費価格）の1/2までとする。

### 3. 助成対象装置台数

1会員事業者につき10台分まで（最大合計額100万円まで）とする。

また、東ト協定款に定める普通会员及び副会員にあっては、上記台数または、会員名簿に登録された普通会员および副会員の台数合計のいずれか少ない台数までとする。

（東ト協分の交付限度額 2,450万円（245台分（1台10万円想定）））  
但し、東ト協分の交付限度額に達した時点で受付終了とする。

### 4. 助成対象要件

#### 1) 助成対象事業者

中小企業者（※）である東ト協会員事業者が助成対象事業者となる。

※中小企業者：資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社、または常時使用する従業員の数が300人以下の会社（中小企業庁の解釈より）

#### 2) 助成対象車両

（1）助成対象事業者が使用している、車両総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用トラックで、国の補助対象装置と同一の衝突被害軽減ブレーキ装置を導入したものの。

（2）装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都内にあること。

- (3) ただし、東ト協定款に定める普通会員及び副会員にあつては、上記(2)を満たさない装置装着対象車についても、使用の本拠が位置する道府県トラック協会に加入していないことを条件として助成の対象とする。

### 3) 助成対象期間

- (1) 平成31年4月1日から令和2年3月13日までに対象装置の装着および支払い関係が終了し、当該装置に係る助成金交付申請を行っていること。  
(2) 令和2年3月14日から令和2年3月31日の間に購入して装着する場合には、助成金交付請求の対象外とする。

## 5. 助成対象装置

助成対象の装置は、国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

## 6. 申請方法・申請書類等

- 1) 下記の申請様式①から③に、添付書類④から⑥を添えて、東ト協会長宛に提出すること。

### (1) 申請様式

- ①「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金 交付請求書」（様式1）
- ②「衝突被害軽減ブレーキ装置 導入内訳書」（様式2）
- ③「衝突被害軽減ブレーキ装置 搭載証明書」（様式3）
- ④「確認書」（様式6）

上記4. 2) (3)に定める、装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都以外の場合、当該車両の使用の本拠に位置する道府県トラック協会に加入していないことを確認するため必要となる。

(※東京都を使用の本拠としない車両分のみ提出。)

### (2) 添付書類

- ④ 直近事業年度分「事業報告書」の資本金、従業員数の記載があるページ(第1号様式「事業概況報告書」)の写し
- ⑤ 対象装置を装着した車両の「自動車検査証の写し」。
- ⑥ 購入の場合には、対象装置購入の取得価格が分かる「領収書の写し」または「割賦販売契約書の写し」。(対象装置の取得価格が車両全体の価格に含まれていて不明な場合は、装置取得価格が分かる関連書類を別途添付すること。また、車両代金を分割払いにする場合、装置代金部分の支払いが終了していることが必要であるため、「装置のみの領収書の写し」を別途添付すること。)

リースの場合には、「リース契約書の写し」。(リース契約書等に自動車登録番号または車台番号が記載されたものを添付すること。なお、当該記載が無い場合は、借受証やリース自動車検収完了証等の写しを別途添付すること。)

2) 東ト協は、会員事業者から上記1)の申請があった場合には、全ト協交付要綱に基づいて、全ト協に対して助成金請求を行う。

3) 東ト協は、全ト協から助成金の交付を受けた後、交付請求を行った会員事業者の銀行口座に振り込むものとする。

#### 7. 助成金を受けた装置の処分・取扱い

- 1) 助成金の交付を受けた会員事業者は、当該装置を装着した日から4年を経過するまでの期間は、「処分」(譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保)をしてはならない。但し、あらかじめ、「装置処分承認願」(様式4)を東ト協会長宛に提出し、承認を得た場合はこの限りでない。
- 2) 会員事業者から上記 様式4の提出があり、相当の処分理由が認められた場合には、東ト協は当該提出事業者へ「装置処分承認通知書」(様式5)を発行し、同承認を全ト協へ報告する。

#### 8. 申請様式等

- 1) 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金 交付請求書 (様式1)
- 2) 衝突被害軽減ブレーキ装置 導入内訳書 (様式2)
- 3) 衝突被害軽減ブレーキ装置 搭載証明書 (様式3)
- 4) 装置処分承認願 (様式4)
- 5) 装置処分承認通知書 (様式5)
- 6) 確認書 (様式6)

#### 9. 報 告

東ト協は、衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金の交付を受けた会員事業者に対し、当該助成等に関する必要な報告等を求めることができる。

以 上

#### ※ 本助成事業の問合せ先・申請書類の送付先

一般社団法人東京都トラック協会 運行管理部  
〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8  
TEL 03-3359-3618